

障企発0703第1号  
令和5年7月3日

各都道府県・指定都市 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課長  
（公印省略）

特別児童扶養手当の都道府県が任意で設置するオンラインシステムによる  
認定請求書等の事務手続について

今般、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、都道府県が任意で設置するオンラインシステムを通じて、請求者及び届出者（以下「請求者等」という。）から、都道府県に対して、直接、

- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条に規定する認定の請求
- ・法第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項に規定する認定の請求（以下「手当額の改定の請求」という。）
- ・法第35条に規定する届出等

に係る請求書、届出書その他の関係書類（以下「認定請求書等」という。）を提出することを可能とすることとしたのでお知らせする。

標記事務手続は下記のとおりであるため、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、都道府県におかれては管内市区町村（指定都市を除く）に対する周知をお願いする。

記

第1 趣旨・内容

本通知は、請求者等及び地方公共団体の負担を軽減するため、従来の請求者等が市区町村

を經由して都道府県に認定請求書等を提出する方法に加え、請求者等が、都道府県が任意で設置するオンラインシステムを通じて、市区町村を經由して都道府県に認定請求書等を提出する方法を設けることが可能であることを周知するものである。

## 第2 事務処理の流れ

従来の請求者等が市区町村を經由して都道府県に認定請求書等を提出する方法における、都道府県が市区町村から認定請求書等の提出を受けたときの事務処理の流れは、「特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について」（平成23年障発0401第4号）において示しているところであるが、都道府県が任意で設置するオンラインシステムを通じて、市区町村を經由して都道府県に認定請求書等を提出する方法は、例えば、以下のような事務処理の流れが考えられる。

### （事務処理の例）

- 1 受付処理簿に、件名、氏名及び受付年月日や手続の種類等を記入。
- 2 受け付けた認定請求書等を市区町村に送付するとともに、受付処理簿に送付年月日を記入。

※1 書類の受付、市区町村への送付に際し、以下(1)～(3)を行うことも考えられる。

- (1) 認定請求書等の記載及びその添付書類等に不備がないかどうかを確認し、認定請求書等に都道府県において容易に補正することができない程度の誤りがあるとき又はその添付書類等に著しい不備があるときは、認定請求書等を請求者等に返付。
- (2) (1)によって認定請求書等を返付するときは、受付処理簿に返付年月日を記入。
- (3) 請求者等が返付された認定請求書等を補正して再提出したときは、受付処理簿に再提出受付年月日を記入。

※2 受付処理簿については、電算システムにより適正に記録、管理、利用することにより事務を支障なく行い得る場合は不要と考えられる。

上記のとおり、都道府県が行う事務は、都道府県が任意で設置するオンラインシステムの仕様等に応じて異なり得ることから、当該事務処理を行う都道府県におかれては、請求等に係る手続に遅滞・遺漏等が生じないように、事前に管内市区町村との役割分担や事務フロー等について十分な調整をお願いする。あわせて、都道府県オンラインシステムを通じて書類の不備等を確認する場合も含め、遅滞なく速やかに市区町村に書類を送付されるようお願いする。

### 第3 法第5条の認定の請求をした日の取扱い

特別児童扶養手当の支給は、法第5条の2第1項において、法第5条の認定の請求をした日の属する月の翌月から始めることとしている。法第5条の認定の請求をした日は、市区町村において添付書類及び請求書の記載に不備がないものとして請求書を受理した時点であるとしており、都道府県オンラインシステムを通じて認定請求等を行った場合も同様の取扱いとなる。

現行も受給権保護の観点から、認定の請求をした日の取扱いについては、受給資格者に不利益が生ずることのないよう配慮が行われていることと承知しているが、例えば、都道府県がオンラインシステムを設置した場合であって、都道府県から市区町村への書類の送付が月をまたいで行われたときは、受給権保護の観点から、都道府県がオンラインシステムを通じて書類を受け付けた時点を受理日として差し支えない（手当額の改定の請求についても同様の取扱い）。

なお、この場合でも、都道府県から市区町村へ送付された書類に不備等があるときは、従来の市区町村の窓口にて書類を受け付ける場合と同様、書類に不備がないものとして市区町村が受け付けることが前提となる。

このため、添付書類や請求書等の記載事項に不備等が見つかった場合は、速やかに請求者等に補正を求めるなど、従来の請求者等が市区町村を経由して都道府県に認定請求書等を提出する方法に比べて、請求者等に不利とならないよう配慮をお願いする。

以上

#### 【本件担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課手当係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3020)